

第 5 回添削問題 解答解説 (通関実務)

[択一式・計算問題] - 各問題 6 点 -

解答は別紙の答案用紙に問題別に記入しなさい。

第 1 問 3,800 円

法定納期限は、更正通知書が発せられた日であるため、令和 X 年 8 月 20 日となる。これにより、延滞日数は 8 月 21 日から 9 月 12 日までの 23 日間となる。

$$2,380,000 \text{ 円 (一万円未満切捨て)} \times 2.6\% \times 23 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 3,899 \text{ 円}$$
$$\therefore 3,800 \text{ 円 (百円未満切捨て)}$$

第 2 問 一回目 55,000 円、二回目 87,500 円

<一回目>

①10%部分 550,000 円 (1 万円未満切捨て) $\times 10\% = 55,000$ 円

②5%加算

当初の申告額と 500,000 円を比べる。

958,600 円 $> 500,000$ 円

増差税額が基準額より小さいので 5%加算はされない。

納付すべき過少申告加算税 55,000 円

<二回目>

①10%部分

すでに、一回目の修正申告で一回目の増差税額部分の過少申告加算税は課されるので、累積増差税額から、一回目の増差税額を差し引く。

1,275,400 円 $- 550,400$ 円 $= 725,000$ 円

720,000 (1 万円未満切捨て) $\times 10\% = 72,000$ 円 \cdots (ア)

②5%加算

当初申告額と 500,000 円を比べる。

958,600 円 $> 500,000$ 円 \therefore 基準額 958,600 円

累積増差税額と基準額を比べる。

1,275,400 円 $> 958,600$ 円

※一回目修正申告に係る過少申告加算税は、5%加算されていないので累積増差税額と比べる。

累積増差税額の方が大きいので 5%加算がされる。

1,275,400 円−958,600 円=316,800 円

310,000 円 (1 万円未満切捨て) ×5%=15,500 円・・・(イ)

納付すべき過少申告加算税 (ア) + (イ) =87,500 円

第 3 問 111,500 円

- 1 修正申告前の関税額(当初申告税額)

2,536,000 円(千円未満切捨て)×12.7%=322,072 円

修正申告前の関税額(当初申告税額)=322,000 円(百円未満切捨て)・・・①

- 2 修正申告後の関税額

14,598,000 円(千円未満切捨て)×8.5%=1,240,830 円

修正申告後の関税額=1,240,800 円(百円未満切捨て)・・・②

- 3 修正申告により納付すべき関税額(増差税額)

②−①=1,240,800 円−322,000 円=918,800 円・・・③

- 4 10%過少申告加算税

910,000 円(一万円未満切捨て)×10%=91,000 円・・・④

- 5 5%加重過少申告加算税

イ 当初申告税額(上記①)と足切り額である 500,000 円との比較

「当初申告税額(上記①)322,000 円<足切り額 500,000 円」となるため、足切り額で 500,000 円を基準額とする。

ロ 増差税額と基準額(足切り額)との比較

「増差税額(上記③)918,800 円>基準額 500,000 円となるため(増差税額が基準額を超えるため)、5%加重過少申告加算税は課される。

ハ 918,800 円−500,000 円=418,800 円

410,000 円(一万円未満切捨て)×5%=20,500 円・・・⑤

- 6 納付すべき過少申告加算税

④+⑤=91,000 円+20,500 円=111,500 円

したがって、過少申告加算税額は 111,500 円・・・(答)

第 4 問 8,415,000 円

輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の輸入取引がされたときに買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格を基準とする。したがって、輸入者 M は、本邦に輸入する単価 75,000 円の家具調こたつ 110 台

をベースに課税価格を求めることになる。

- ① 家具調こたつの単価(CIF 価格) : 75,000 円
- ② 数量 : 110 台
- ③ 購入価格 : 8,250,000 円(上記①×②)
- ④ 数量値引 : 660,000 円(上記③×8%)

問題文では、値引率は 1 回目の値引きを含めて 13%としている。しかし、現実支払価格は、「当該輸入貨物が輸入取引されたとき」である必要があるため、以前の輸入取引は考慮する必要はない。換言すると以前の取引について相殺してはならない。したがって、当該輸入貨物の値引率は 8%となる。

- ⑤ M が X に提供した家具調こたつのパーツ : 825,000 円

パーツは、本来 M が有償で X に提供しなければならない。しかし、M がこれを無償提供しているため当該輸入貨物の原料コストに含まれていないことになる。したがって、このパーツ費用は加算要素となる。なお、これを送付した運賃は X が負担しているため、すでに原料コストに含まれていることになり加算要素とならない。

以上より、課税価格④+⑤=8,415,000 円・・・(答)

第 5 問 4,245,000 円

輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の輸入取引がされたときに買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格を基準とする。したがって、M(買手)は本邦に輸入する売買価格総額(DPU 条件)4,200,000 円のハンドバッグ 20,000 個をベースに過大に加算された費用を控除して CIF 価格に換算し課税価格を求めることになる。なお、DPU とは荷卸持込渡条件のことで、指定仕向地のターミナル等、いずれかの指定仕向地までの輸送費および荷卸作業は X(売手)の費用負担となり、その後の輸入通関や関税等の納税義務は M の負担となる。

- ① 売買価格の総額(DPU 価格) : 4,200,000 円
- ② 数量 : 20,000 個
- ③ X が負担する輸入港における船卸しの費用 : 50,000 円

船卸しの費用は、たとえ当該輸入貨物の輸入取引の条件となっても、原則として本邦到着後の費用とみなされ課税価格に含まれない。

以上より、DPU 価格から下記④の CIF 価格を求めることができる。次に、これをベースに課税標準となるべき価格を求める。

- ④ CIF 価格 : 4,150,000 円(上記①－③)
- ⑤ M が A 国の梱包業者 Z に支払う包材費 : 65,000 円
- ⑥ M が A 国の梱包業者 Z に支払う包装に関する人件費 : 30,000 円

上記⑤と⑥は、本来 X が負担しなければならないものであるが、これを M が負担しているため当該輸入貨物の原料コストに含まれていない。したがって、これらの費用は加算要素となる。また、梱包業者 Z は、M にとって間接的な売手となる。

以上より、課税価格は以下のとおりとなる。

$$\textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} = \underline{4,245,000 \text{ 円}} \cdots \text{(答)}$$

第 6 問 1、2、5

クリーンルーム清掃用の綿棒の関税率表の適用上の所属の決定（分類）を行うに当たり、関与される関税率表の解釈に関する通則は、どれかを考えさせるものである。

分類を行うにあたって、まず、通則 1 を適用する。通則 1 は、部、類、節の表題は、便宜上決められたものであることと、関税率表の適用に当たっては、項の規定及びこれに係する部又は、注の規定に従って分類する旨が記載されている。

第 39 類の注 2 (p) には、この類には、「(p) 第 11 部の物品（紡織用繊維及びその製品）」含まないと記述がある。この綿棒は、第 63 類に分類されている。

次に、通則 3 (b) を適用する。ここでは、「当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素からなるものとしてその所属を決定する。」とある。

この綿棒は、ポリプロピレン製の柄が重要な特性を与えているのなら、第 39 類に分類されるのであるが、この綿棒は、紡織用繊維の編物の製品として第 6307.90 号に分類されているわけなので、ポリエステル製編物が重要な特性を与えている構成要素と判断されたいえる。

そして、通則 3 (b) の判断により、最終的に通則 6 によって第 6307.90 号と分類されている。

したがって、①通則 1、②通則 3 (b)、⑤通則 6 の適用により分類されたものと判断できる。

第 7 問 1、3、4

- 1 正しい。小売用のセットであって、通則 3 (a) の規定により所属を決定することができないものは、通則 3 (b) の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとして、その所属を決定する。
- 2 誤り。アクリルとポリエステルは、合成繊維であることに注意。つまり、羊毛 50%、合成繊維 50% からなるスカートである。したがって、上記の第 11 部注 2 (A) より数字上の配列において最後となる項 (6204.53-200) である合成繊維スカートとして分類

する。

- 3 正しい。第 16 類（肉、魚、甲殻類又は軟体動物の調製品）の注 2 には「ソーセージ、肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは、その他の水生無脊椎動物の 1 つ以上を含有する調製食料品でこれらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるものは、この項に属する。この場合において、これらの物品の 2 つ以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。」とある。
- 4 正しい。これらは、すべて第 48 類の紙製品に分類される。
- 5 誤り。豚肉の含有量が 20%を超えていないので第 16 類の肉の調製品には、分類されず、肉まんの皮に重要な特性があるとされることから、第 19 類の穀粉調製品に分類する。

第 8 問 3

- 1 誤り。輸出国における輸入貨物の製造の過程で、買手の子会社の従業員が当該輸入貨物の検査を行う場合、当該検査と併せて製造作業に従事し、さらにこれらの費用を買手が負担しているならば、これは当該輸入貨物の生産に関し買手により間接的に売手のために支払われたことになる。したがって、買手が負担する当該検査及び製造作業に係る当該従業員の賃金は、課税価格に算入される(関税定率法 4 条 1 項本文)。
- 2 誤り。本肢の場合、当該輸入貨物の輸入取引の条件として買手により支払われるものについては、加算要素となる。したがって、その支払いが売手ではなく本邦に居住する特許権者に対して行われる場合、当該対価の額は課税価格に算入される(関税定率法 4 条 1 項 4 号)。
- 3 正しい。輸入取引に係る契約において輸入港までの運賃を売手が負担することとされている場合（CIF 契約などの場合）は、当該運賃は、現実支払価格に含まれているものとして取り扱われるため、当該輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用の額を確認することは要しない（定率法基本通達 4-8（6）イ）。
- 4 誤り。当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃は加算要素となり、輸入申告価格である CIF 価格の F(Freight 運賃)を構成するものなので、当該運賃の額は当該輸入貨物の課税価格に含まれる。なお、当該運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃の額が、通常必要とされている額を著しく超えるものである場合は、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とされている(同法施行令第 1 条の 5 第 1 項)。
- 5 誤り。買手が売手に支払う仕入書価格の中に、輸入貨物に係る輸入取引に関し売手が販売代理人に支払う販売に関する手数料が含まれている場合、課税価格(CIF 価格)の C(Cost 費用)を構成するものなので控除してはならない。なお、この販売に関する手

数料を買手が負担していた場合は、C を構成するものとして加算要素となる(同法第 4 条 1 項 2 号イ)。

第 9 問 1

- 1 正しい。保税地域以外の場所にある特例輸出貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を輸出の許可をした税関に届け出なければならない(関税法第 67 条の 5)。
- 2 誤り。特例輸出貨物の廃棄の届出は、廃棄しようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに廃棄の日時、方法及び事由に加え、「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号」を記載した書面でしなければならない(関税法施行令第 59 条の 11)。
- 3 誤り。保税地域以外の場所にある特例輸出貨物が亡失した場合には、当該特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、直ちにその旨を輸出の許可をした税関長に届け出なければならない(関税法第 67 条の 5)。
- 4 誤り。通常の貨物の亡失の届出は、届出書に「亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」を記載しなければならないが、特例輸出貨物の亡失の届出の場合は、その届出事項が「外国貨物に係る輸出の許可書の番号」に読み替えられる(関税法施行令第 59 条の 11)。
- 5 誤り。特例輸出貨物は、「輸出の許可を受けた貨物」に該当する(関税法第 30 条 1 項 5 号)。外国貨物であっても、輸出の許可を受けた貨物については、亡失時に直ちに関税を徴収するという規定の対象外である(関税法第 45 条 1 項カッコ書き)。

第 10 問 4

- 1 誤り。買手が運賃とは別にコンテナの賃貸料を船会社に支払う場合、当該コンテナの賃貸料は、課税価格に算入される。
- 2 誤り。売手と買手との間で合意された外国為替相場により、当該仕入書価格に用いられている通貨とは異なる通貨に換算して、当該異なる通貨によって現実に支払が行われているときには、当該異なる通貨の価格に基づき課税価格を計算する(関税法基本通達 4 の 7-2 (2)、(3))。
- 3 誤り。据付用土台の設置作業は、貿易取引とは関係のない作業である。したがって、この費用は、課税価格に算入されない。
- 4 正しい。輸入貨物の仕入書がすでに売買価格から売手から買手に対して負っている債務の額を控除した額となっている場合には、仕入書価格をそのまま、現実支払価格として課税価格を計算することはできない。この場合、債務の額を控除する前の

価格になおし、課税価格を計算する必要がある。正しい。

- 5 誤り。買手が売手に無償で提供をした「輸入貨物の生産過程で消費された物品」は、課税価格に算入する。

申告書作成 第 1 問、第 2 問

輸出申告問題 解答

第 1 問 輸出申告書作成 10 点 (1 点×5)

解 答

- (a) ⑮ (b) ② (c) ⑦ (d) ⑧ (e) ⑥

解 説

- 1 本邦通貨に換算する場合は、輸出申告年月日が 10 月 15 日であるので、令和 3 年 9 月 26 日から 10 月 2 日までの週間における平均値の 100.00 円/US\$を選択する。
- 2 仕入書価格は、DAP 価格であることから、輸出申告価格である FOB 価格へ換算しなければならない。DAP 価格とは、仕向地持込渡条件であるため、輸入地までの輸送費を売手である輸出者が負担することになる。そこで、「問題文 4 のロ」の目的地（輸入港）までの海上運賃及び保険料を控除したものが、FOB 価格となる。これらの費用は、仕入書価格の 10%であることから、当該 10%を控除したもの、つまり、各品目の仕入書価格に 90% (0.9) を乗じることによって、FOB 価格を求めることができる。

<DAP 価格を FOB 価格に換算する計算式>

$$\text{DAP} = \text{FOB} + 10\%\text{DAP}$$

$$\underline{\text{FOB}} = \text{DAP} - 10\%\text{DAP}$$

$$= \underline{90\%(0.9)\text{DAP}}$$

なお、「問題文 4 のイ」は、FOB 価格を構成するものなので控除の対象とならない。

- 3 仕入書における各貨物の分類及び輸出申告価格

・ 仕入書(1)「Bathing caps of rubber」

(1)は、ゴム製の水泳帽であるが第 40 類注 2(c)の規定により第 65 類に分類され、「その他のゴム製の帽子」として、「6506.91-000-1」に分類される（選択肢番号：⑧）。

輸出申告価格：(DAP US \$ 3,300.00×0.9) × 100.00 円/US \$ = 297,000 円

・ 仕入書(2)「Headgear of furskin」

(2)は、毛皮製の帽子であるが第 43 類注 2(e)の規定により第 65 類に分類され、「6506.92-000-0」に分類される（選択肢番号：⑮）。

輸出申告価格：(DAP US \$ 12,500.00×0.9) × 100.00 円/US \$ = 1,125,000 円

・ 仕入書(3)「Headgear of leather」

(3)は、革製の帽子であるが第 42 類注 1(e)の規定により第 65 類に分類され、その他の材料製の帽子として「6506.99-000-0」に分類される（選択肢番号：②）。

輸出申告価格：(DAP US \$ 10,000.00×0.9) × 100.00 円/US \$ = 900,000 円

• 仕入書(4)「Asbestos headgear」（少額貨物）

(4)は、石綿製の帽子なので第 65 類注 1(b)の規定により第 68.12 項に属され、この項の帽子として「6812.50-000-4」に分類される。

輸出申告価格：(DAP US \$ 2,100.00×0.9) × 100.00 円/US \$ = 189,000 円

• 仕入書(5)「Safety headgear」（少額貨物）

(5)は、安全帽子として「6506.10-000-5」に分類される。

輸出申告価格：(DAP US \$ 2,000.00×0.9) × 100.00 円/US \$ = 180,000 円

• 仕入書(6)「Knitted headgear」

(6)は、メリヤス編みの帽子として「6505.90-000-4」に分類される（選択肢番号：⑦）。

輸出申告価格：(DAP US \$ 7,000.00×0.9) × 100.00 円/US \$ = 630,000 円

4 仕入書(4)、(5)は、それぞれ 20 万円以下の少額貨物なのでこれらを一括して一欄にまとめ、輸出申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10 桁目を「X」とする。したがって、統計品目番号は、仕入書(4)の「6812.50-000-X」となる（選択肢番号：⑥）。

輸出申告価格：仕入書(5) + (7) = 189,000 円 + 180,000 円 = 369,000 円

5 輸出申告事項登録の統計品目番号は、価格の大きい順に解答する。

解答欄	仕入書 品番	品 名	統計品目番号	輸出申告価格
1 欄	(2)	Headgear of furskin	(a) : ⑮ 6506.92-000-0	1,125,000 円
2 欄	(3)	Headgear of leather	(b) : ② 6506.99-000-0	900,000 円
3 欄	(6)	Knitted headgear	(c) : ⑦ 6505.90-000-4	630,000 円
4 欄	(1)	Bathing caps of rubber	(d) : ⑧ 6506.91-000-1	297,000 円
5 欄	(4) (5)	Asbestos headgear Safety headgear	(e) : ⑥ 6812.50-000-X	369,000 円

輸入申告問題 解答

第 2 問 輸入申告書作成 30 点 【(a)~(e) 2 点×5・(f)~(j) 4 点×5】

(a) ⑨	(b) ①	(c) ⑬	(d) ⑧	(e) ⑩
(f) 423,300 円	(g) 326,812 円	(h) 298,800 円	(i) 237,380 円	(j) 385,950 円

≪ 1. 品目番号の選定 ≫

<p>仕入書（1）「Cherries(preserved by sulphur dioxide gas)」 ⇒ 品目番号：【0812.10000.4】</p> <p>当該さくらんぼは、「亜硫酸ガスにより保存に適する処理をされたもの」であり、さらに問題指示 記 10 より、そのままの状態では食用に適しないものに該当するため、第 08.12 項に分類する。また、さくらんぼであることから第 0812.10 号に分類し、統計細分は「000」、NACCS 用コードは「4」となる。</p>
<p>仕入書（2）「Figs(dried)」 ⇒ 品目番号：【0804.20-090.2】</p> <p>当該いちじくは、「乾燥させたもの」であるため、第 08.05 項の「かんきつ類の果実（乾燥したものに限り）」に分類する。なお、問題指示 記 10 より「外観を維持するために、少量のぶどう糖水の添加が行われている」が、第 8 類 注 3 (b) より、乾燥した果実として分類して問題ない。また、いちじくであることから、統計細分は「090」、NACCS 用コードは「2」となる。</p>
<p>仕入書（3）「Pears (shelled , frozen, uncooked, non-sugar)」 ⇒ 品目番号：【0811.90-240.5】</p> <p>当該梨は「冷凍したものであり、調理してないもの」であるため、第 08.11 項の「冷凍果実」に分類する。また、梨であることから、第 0811.90 の「その他のもの」に分類し、さらに砂糖を加えたものではないことから、品名は「2 - (4) その他のもの」に分類する。細分番号は「240」、NACCS 用コードは「5」となる。</p>
<p>仕入書（4）「Walnut(shelled, chilled, uncooked, non-sugar)」 ⇒ 品目番号：【0802.32-000-2】</p> <p>当該くるみは「冷蔵したもの」であるが、第 8 類 注 2 の規定により「生鮮のものと同じの項に属する」ことになるため、生鮮のナットとして第 08.02 項に分類する。また、殻を除いたくるみであることから、第 0802.32 号に分類する。細分番号は「000」、NACCS</p>

用コードは「2」となる。
仕入書（5）「peaches(frozen, uncooked, non-sugar)」⇒ 品目番号：【0811.90.240.5】 当該 桃は、「冷凍のものであり、かつ調理してないもの」であることから、第 08.11 項の冷凍果実に分類する。また、桃であることから、第 0811.90 号の「その他のもの」に分類し、さらに砂糖を加えていないものであることから、品名は「2 - (4) その他のもの」に分類する。細分番号は「240」、NACCS 用コードは「5」となる。
仕入書（6）「bread fruit(frozen, uncooked, added sugar)」 ⇒ 品目番号：【0811.90-120-4】 当該パンの実は、「冷凍のものであり、かつ調理してないもの」であることから、第 08.11 項の冷凍果実に分類する。また、パンの実であることから、第 0811.90 号の「その他のもの」に分類し、さらに砂糖を加えたものであることから、品名は「1 - (5) その他のもの」に分類する。細分番号は「120」、NACCS 用コードは「4」となる。
仕入書（7）「Mixtures(Shelled Bitter Almonds 30% & Dried Prunes70%)」 ⇒ 品目番号：【0813.50-090-3】 当該混合製品は、「第 8 類のナットと乾燥果実を混合したもの」に該当するため、第 0813.50 号に分類する。なお、乾燥プルーンの含有量が全重量の 50%を超えてはいるが、0813.50-010-0 には分類しない。0813.50-010-0 の品名のカッコ書きには、「第 0813.10 号から第 0813.40 号までの乾燥果実を含むものは除く」と記載されているため、第 0813.20 号に属するプルーンは、0813.50-010-0 から除外されることになる。したがって、細分番号は「090」、NACCS 用コードは「3」となる。
仕入書（8）「Mixtures(Shelled Bitter Almonds40% & Dried Mangoes 20% & Dried Bananas40%)」 ⇒ 品目番号：【0813.50-090-3】 当該混合製品は、「第 8 類のナットと乾燥果実を混合したもの」に該当するため、第 0813.50 号に分類する。なお、「ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量 50%を超えるもの」がないため、0813.50-010-0 には分類しない。したがって、細分番号は「090」、NACCS 用コードは「3」となる。

∴ 以上より、仕入書（3）と（5）、及び仕入書（7）と（8）の品目番号が同一となるため、これらを一欄にまとめる。

≪ 2. 申告価格の調整 ≫

【設問指示 記 6 の考察】

輸出地における仕分け・検品作業費は、申告価格に算入しなければならないため、加算する。

【設問指示 記 7 の考察】

無償提供された分も、課税価格の中に含めなければならない。また「今回は、実際に搬入された数量により輸入（納税）申告する」とあるため、仕入書（6）はプラス 120Kg、仕入書（1）はマイナス 120kg として輸入申告することになる。

∴ 記 6、7 を踏まえると、申告価格は以下の通りとなる。

仕入書品番	申告価格 (USD)
(1) Cherries	2,400 (= (600kg - 120kg) × (\$ 4.5 + \$ 0.5))
(2) Figs	5,100 (= 850kg × (\$ 5.5 + \$ 0.5))
(5) Peaches	2,025 (= 300kg × (\$ 6.25 + \$ 0.5))
(6) Bread fruit	2,860 (= (400kg + 120kg) × (\$ 5.0 + \$ 0.5))

【設問指示 記 8 の考察】

当該廃棄費用は、関税定率法 4 条 1 項各号に規定する課税価格に算入すべき限定列举加算費用に該当しないため、申告価格に算入しない。なお、本邦到着後に発生している費用であることから、加算費用にはなり得ない。

【設問指示 記 9 の考察】

「輸入者（買手）が本邦の商社に支払う通関手続手数料」は、関税定率法 4 条 1 項各号に規定する課税価格に算入すべき限定列举加算費用に該当しないため、申告価格に算入しない。

≪ 3. 少額貨物の判断 ≫

統計品目番号ごとの米ドル建申告価格が、少額貨物の米ドル建基準価格より小さくなるものが、少額貨物になる。

【 少額貨物の米ドル建基準価格 】

少額貨物の基準価格 (200,000 円) ÷ 適用為替レート (83 円) = US\$2,409.63

※ 外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、輸入貨物に係る輸入申告の

日の属する週の前々週の実勢外国為替相場の週間平均値によることとなるため、83 円を採用する。

∴ 米ドル建申告価格が US\$2,409.63 を下回る仕入書 (1) 及び (7) + (8) が少額貨物になるため、これらを一括して一欄にまとめる。この場合に使用する統計品目番号は、申告価格が最も大きいものの番号とし、10 桁目は「X」とする。

※注意：仕入書 (5) は、仕入書 (3) と合算した後の申告価格にて少額貨物の判定を行うこと。

《 4. 申告欄の決定 及び 申告価格の算定 》

申告価格の大きいものから順に記載する。なお、少額貨物として一欄にまとめたものについては、最後の欄に記載する。

解答欄	仕入書品番	品目番号	課税価格
第 1 欄	(2)	(a) : ⑨ 0804.20-090-2	(f) : 423,300 (= 5,100 × 83)
第 2 欄	(3) (5)	(b) : ① 0811.90.240-5	(g) : 326,812 (= ((3)1,912.5 + (5)2,025) × 83)
第 3 欄	(4)	(c) : ⑬ 0802.32-000-2	(h) : 298,800 (= 3,600 × 83)
第 4 欄	(6)	(d) : ⑧ 0811.90-120-4	(i) : 237,380 (= 2,860 × 83)
第 5 欄	(1) (7) (8)	(e) : ⑩ 0812.10-000-X	(j) : 385,950 (= ((1) 2,400 + (7) 950 + (8) 1,300) × 83)